

ふるさと納税を活用した遺贈寄附文化醸成に係る寄附手続要綱

2025 文総総第 1318 号令和 7 年 11 月 12 日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、区の区域内に本店又は営業所を有し、区と協定を締結し遺贈寄附の文化の醸成を図る団体（以下「遺贈寄附文化醸成団体」という。）が実施する遺贈寄附の文化醸成に資する事業（以下「遺贈寄附文化醸成事業」という。）の実施のため遺贈寄附文化醸成団体を指定して行う金銭による寄附（以下「寄附」という。）に係る周知、受領その他の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の周知)

第2条 区長は、前条に係る寄附を募集するため、次に掲げる事項について、ホームページ等により周知するものとする。

- (1) 寄附の趣旨、手続等
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）の制度の活用
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(寄附の申込み)

第3条 寄附を行おうとする者（以下「寄附者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により、区長に対し、寄附申込書（別記様式第 1 号）を事前に提出する。

- (1) 持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 前項の規定にかかわらず、インターネットを経由して寄附の申込みをする場合は、区長が指定するウェブサイト上の所定の申込フォームにより申込みをするものとする。

(寄附の方法)

第4条 寄附者は、次の各号に掲げる申込区分に応じ、当該各号に定める方法により寄附を行う。

- (1) 前条第 1 項に規定する方法による申込み 次のいずれかの方法
 - ア 区長が交付した納付書による金融機関での納付
 - イ 区の窓口への現金の持参による納付
 - ウ 現金書留による納付
- (2) 前条第 2 項に規定する方法による申込み インターネットを利用したクレジットカード決済等による納付

(寄附に伴う費用の負担)

第5条 第 3 条の規定による寄附の申込み及び前条の規定による寄附に際して、寄附者が

要する費用については、当該寄附者の負担とする。

(申込み及び寄附の受付)

第6条 第3条第1項第1号に規定する方法による寄附申込書の提出及び第4条第1号イに規定する方法による寄附の受領に関し、その受付を行う場所及び日時は、別表のとおりとする。

(寄附受領書の交付)

第7条 区長は、寄附を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書（別記様式第2号）を交付するとともに、寄附受領台帳（別記様式第3号）にその内容を記載しなければならない。

(礼状の贈呈)

第8条 区長は、前条の寄附者に対し、礼状を贈呈する。

(寄附の受領拒否又は返還)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、寄附の受領を拒否し、又は受領した寄附を寄附者へ返還することができる。

- (1) 当該寄附が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) その他区長が当該寄附を受領することが不適当であると認めたとき。
- 2 前項の規定により寄附を返還するときは、その返還の額に利息を付さない。この場合において、寄附の返還に際し、寄附者が要する費用は、当該寄附者の負担とする。
- 3 区長は、第1項の規定により寄附を返還するときは、その返還の経過を記録するとともに、寄附者に対しその決定の内容及び理由を通知しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第6条関係）

場所	日時
総務部総務課	次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に掲げる日を除く。）